

「デリバティブ市場における取引に関するコンティンジェンシー・プラン」の改正案について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

2021年4月21日
株式会社大阪取引所
株式会社東京商品取引所

大阪取引所及び東京商品取引所（以下、当社）では、「デリバティブ市場における取引に関するコンティンジェンシー・プラン」の改正案について、その要綱を2021年3月5日に公表し、4月4日までの間、広く意見の募集を行いました。ご意見をご提出いただいた皆様には、本件につきましての検討にご協力いただきありがとうございます。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当社の考え方は以下をご覧ください。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none">①変更予定の下記該当箇所に、それぞれ「取引再開後の価格形成が公正に行われるよう十分注意する」とあるが、具体的には何をもち「公正」と考え、どういう注意を払うことを想定しているのか、教えていただきたい。 <p>【該当箇所】</p> <p>「○ 具体的な対応策・考え方」の「想定されるケース」の下記3箇所</p> <ul style="list-style-type: none">- 「I. 当社各取引システムに障害が発生した場合」の「2. 発注系」- 「V. 取引参加者の自社側システムに障害が発生した場合」- 「VI. 地震、風水害、テロ及び電力、通信網等の社会インフラ障害が発生した場合等」 <ul style="list-style-type: none">②再開時にどの取引参加者と取引可能であるか、大阪取引所から再開前に公表していただきたい。投資運用業者としては最良執行の観点から取引可能参加者を速やかに把握する必要性が生じる。	<ul style="list-style-type: none">①コンティンジェンシー・プランにおいては、取引再開に関して取引代金シェアに係る基準や参加可能な参加者数及びその属性、商品の性質等を勘案する旨の考え方を示しており、これらを充足したうえで取引が行われることで適切・公正な価格形成が行われると考えます。そのため、取引再開に当たっては、コンティンジェンシー・プランに記載している基準や考え方に沿って慎重に検討します。②各取引参加者における対応は、用いられるシステムや業務フローの違い等から障害による影響の度合いが異なり投資家属性や取引の形態によってもその可否が異なりうると

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ③再開基準の「取引代金シェア概ね5割超」というのは過去の実績に基づく通常時のシェアであると考えられる。投資運用業者としては再開時に取引関係があるかどうかが問題となり、再開時の最良執行の観点から通常時から取引関係を持つておく必要がある可能性がある。この観点から、当該再開基準の計算基礎となる取引代金シェアの上位各社を継続的に開示いただきたい。 ・ ④外資系運用会社では、日本株取引は香港・シンガポールからも発注をしている。取引所からの英語の情報と日本語の情報は、内容も発信時刻も同じにしてほしい。 	<p>考えられるため、当社から一律に公表することはなじまないと考えます。なお、システム障害に係る情報発信の在り方全般については、市場のレジリエンス向上のために、今後も継続的に検討してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ③各取引参加者における過去の取引実績について、主要な商品については、以下のとおり「取引参加者別取引高（手口上位一覧）」として当社のホームページで公表しておりますが、情報発信の在り方については、市場のレジリエンス向上のために、今後も継続的に検討してまいります。 <p>【取引参加者別取引高（手口上位一覧）】</p> <p>https://www.jpx.co.jp/markets/derivatives/participant-volume/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ④日本語・英語、可能な限り間を空けずに発信できるように努めてまいります。
2	<p>該当項目：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「I. 当社各取引システムに障害が発生した場合」及び「VI. 地震、風水害、テロ及び電力、通信網等の社会インフラ障害が発生した場合等」 <p>提案内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「取引再開についても、これらの要素を勘案してその可否を検討する。取引再開の判断に当たっては、取引再開後の価格形成が公正に行われるよう十分注意することとし、再開後の注文受付時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重なご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、実際の取引再開時には取引参加者に対して取引再開時間の周知を図ったうえで、再開することになると考えられることから、運用の明確化の観点から記載を修正することとします。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>間・立会時間について、最低限それぞれ 15 分以上は確保するものとする。」の表現について、次のとおり『』部分を追加してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「取引再開についても、これらの要素を勘案してその可否を検討する。取引再開の判断に当たっては、取引再開後の価格形成が公正に行われるよう十分注意することとし、『取引参加者に対し取引再開時間の周知を図ったうえ、』再開後の注文受付時間・立会時間について、最低限それぞれ 15 分以上は確保するものとする。」 <p>提案理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引再開時間を周知するための時間を設けることは取引の公平性の観点から必要と思料したため（実体的に行っているものと推察するが明記してもよい）。 	

提出者：1=ブラックロック・ジャパン株式会社、2=三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

以上